

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けた施策構築支援業務委託仕様書

1 業務名

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けた施策構築支援業務

2 業務の目的

本業務は、

- ①ハンセン病療養所内に存在する建造物群等をユネスコ世界文化遺産として登録すること
- ②ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物をユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）として登録することに関し、必要な施策の構築を支援することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から平成31年3月20日（水）まで

4 業務内容

施策構築支援業務は、①ハンセン病療養所内に存在する建造物群等をユネスコ世界文化遺産として登録すること、及び②ハンセン病回復者等が生きた証を示す資料等歴史的記録物をユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）として登録することの2部構成とする。

(1) ユネスコ世界文化遺産

これまでの業務経験を基に、岡山県瀬戸内市邑久町虫明長島内に設置されている国立療養所長島愛生園及び国立療養所邑久光明園内に存在する建造物群等を対象として施策を具体的に提示する。

①日本における暫定一覧表記載文化遺産の現状と今後の追加記載可能性分析

※②～⑥の方向性検討の前提として当該分析を行うこと。

②顕著な普遍的価値の証明に向けた学術調査の方向性

※適用可能性のある評価基準、必要な学術調査の分野と深度、国内外に存在する類似資産との比較研究の方向性など。

③構成資産候補の法的保護の方向性

※文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条が定める史跡の指定の方向性を含めて、作成すること。

a) 現在、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により保護されている文化財は、同法第57条の登録有形文化財として2019年3月に登録される予定の建造物が国立療養所長島愛生園に5件、国立療養所邑久光明園に5件それぞれ存在するのみである。

b) 長島は一部民有地を除き国有地（厚生労働省所管）である。

c) 長島内の居住者は、国立療養所長島愛生園及び国立療養所邑久光明園の入所者及び職員、国立療養所邑久光明園敷地内に開設されている特別養護老人ホームせとの夢入居者のみである。

④構成資産候補の真正性（オーセンティシティ）を確保できる改修、復元及び再建のための方向性

⑤構成資産候補の完全性（インテグリティ）を確保するための方向性

⑥緩衝地帯（バッファ・ゾーン）指定のための方向性

⑦資産名称案

※②～⑥を前提とする。また、複数案の提示を可とする。

⑧ ②～⑦を実施すべく、本法人内に設置する世界文化遺産学術調査委員会の委員（専門家）候補者及びヒアリング対象候補者の提案

※今回の委託業務内容は委員候補者等の提案のみとする。

⑨ ①～⑦を踏まえた上での諸外国とのシリアル・ノミネーションの可能性の検討

※シリアル・ノミネーション資産名称案も作成すること。

⑩本法人を含め想定される主体を抽出し、それぞれが単独又は連携して取り組むべき事項

⑪作成にあたり、①～⑩の記載は順不同とする。

(2) ユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）

国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園、岡山県内の公的機関、及び国立療養所長島愛生園、国立療養所邑久光明園それぞれの入所者自治会、資料館等並びに岡山県内の民間団体にて保管されている資料等歴史的記録物を対象として施策を具体的に提示する。なお、現在これら歴史的記録物の目録の完成目途は立っていない。

①国際登録及び地域登録（MOWCAP）の現状と具体的な申請手続き、公募の際の国内選考について

②国際登録と地域登録（MOWCAP）の関係を踏まえた方向性

③登録対象物件の定義に基づく方向性

※参考として、登録済み物件を具体的に明記すること。

④選定基準（真正性、世界的な重要性、比較的基準）の定義に基づく方向性

⑤関連情報（希少性、完全性、脅威）の定義に基づく方向性

⑥必要な法的情報に基づく方向性

⑦必要なアクセス可能性に基づく方向性

⑧保全及びアクセス管理計画の方向性

⑨物件名称案（詳細識別情報案を含む。）

※③～⑧を前提とする。また、複数案の提示を可とする。

⑩ ①～⑨を実施すべく、本法人内に設置する世界の記憶学術調査委員会の委員（専門家）候補者及びヒアリング対象候補者の提案

※今回の委託業務内容は委員候補者等の提案のみとする。

⑪本法人を含め想定される主体を抽出し、それぞれが単独又は連携して取り組むべき事項

⑫作成にあたり、①～⑩の記載は順不同とする。

(3) ロードマップの作成

ユネスコ世界文化遺産及びユネスコ世界の記憶（世界記憶遺産）登録に向けての作業手順を示すロードマップを作成すること。

5 成果物

(1) 本業務の成果物は、次のとおりとする。

- ①業務実施報告書一式
- ②特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会ロードマップ（2019年4月1日～2022年3月31日）
- ③その他提案事項及び協議により必要となった資料一式

(2) (1)の成果物は、次のとおり納品するものとする。

- ①納品部数
 - a)紙10部
 - b)電子データを格納したCD-R（DVD-R）3部※ただし、電子データは、他の方法により提出を求める場合がある。
- ②電子データ
 - a)PDF形式
 - b)加工可能な汎用ソフト形式（Word、Excel、PPT）

6 その他留意事項

(1) 協議等

- ①受託者は、本法人が要請する場合のほか、業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。
- ②本仕様書に定めのない事項については、本法人と受託者の協議により定めること。
- ③協議等は以下を窓口として行うこと。

特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会事務局
岡山県瀬戸内市邑久町虫明6253番地 国立療養所邑久光明園旧入所者自治会館内
担当：釜井（かまい）
TEL：0869-24-8872
FAX：0869-24-8873
E-mail：hansen-wh.jp@aioros.ocn.ne.jp

(2) 守秘義務

- ①本法人から提供した資料等については、情報漏えいを防止するため、適切な処置を講ずること。また、本業務により知り得た情報については、本法人の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- ②個人情報保護法等の法令を遵守し、本業務により知り得た個人情報等の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後又は契約解除後も同様とする。

(3) 再委託

本業務の契約にあたり、受託者が一括して第三者に業務を委託してはならない。ただし、契約業務の一部について、本法人の承諾を得た場合については、この限りではない。

(4) 権利関係

- ①本業務の履行に係る成果物（印刷物や中間成果等を含む。）の所有権はすべて本法人に帰属する。

- ②成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利）については、当該著作物の引き渡し時に本法人に無償で譲渡するものとする。
 - ③本業務を履行する際に、第三者の著作権、特許権、その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。
- (5) その他
- ①成果物の納品後、瑕疵が発見された場合は、本法人の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。
 - ②本業務及び本業務に関連する業務（他の契約に基づくものを除く。）の実施にあたり発生した費用は、本仕様書に特に記載がない限り受託者が負担するものとする。
 - ③本業務遂行中に受託者が本法人又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに本法人にその状況及び内容を連絡し、本法人の指示に従うものとする。この場合、損害賠償等の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。